

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日  
平成24年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘

3 代表者の氏名  
斎藤 隆一

4 主たる事務所の所在地  
胎内市新和町2番4号

5 定款に記載された目的

この法人は、中条町、黒川村を中心とした地域「奥山の荘」に生きる人が、「ふるさと」として愛し、誇れる地域にするために、まちづくりに関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

| 変 更 後  | 変 更 前   |
|--|---|
| <p>(目的)<br/><b>第3条</b> この法人は、<u>胎内市</u>を中心とした地域「奥山の荘」に生きる人が、「ふるさと」として愛し、誇れる地域にするために、まちづくりに関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)<br/><b>第5条</b> (略)<br/><u>(1) 高齢者・障がい者（児）福祉に関する事業</u><br/><u>(2)～(8)</u> (略)</p> | <p>(目的)<br/><b>第3条</b> この法人は、<u>中条町、黒川村</u>を中心とした地域「奥山の荘」に生きる人が、「ふるさと」として愛し、誇れる地域にするために、まちづくりに関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)<br/><b>第5条</b> (略)<br/><u>(1)～(7)</u> (略)</p> |